

《和歌山県介護人材確保対策事業（定着促進事業）受託者募集について》

和歌山県では、県内で介護サービス・介護予防サービス事業を実施し、かつ、自らが運営する介護保険施設等を利用して介護員養成研修を実施する法人等を募集します。

なお、当事業は、平成 29 年度和歌山県一般会計当初予算事業のため、必要な予算が成立しない場合には、中止します。

1 事業の概要

- (1) 法人等は、介護現場に新規参入した者（平成 26 年 4 月 1 日以降採用者）で、介護に関する資格を保有していない者を対象として、和歌山県介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）指定事業者と連携して研修を実施する。
- (2) 県は、介護員養成研修に要する費用として、委託費（上限 691,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。））を法人等に支払う。
- (3) 事業委託は、5 法人等を予定

2 受託できる法人等及び事業受託要件

(1) 法人等の要件

和歌山県内で、介護サービス・介護予防サービス事業を実施する法人、若しくは、福祉・保健分野において活動を行っている団体で、次の(2)の要件を満たすことができる者

(2) 事業受託要件

- ア) 概ね 5 名以上（定員 20 名）の者が受講できること（※他法人の職員を含むことも可）
- イ) 研修時間は 130 時間以上（うち 40.5 時間は通信で可）であること
- ウ) 研修を実施するために必要な物品・会場等は、和歌山県介護員養成研修事業実施要綱で定める要件を満たしていること
- エ) 平成 30 年 3 月末までに、介護員養成研修を終了することができること

3 申請及び受託者の決定

(1) 事前計画の提出

受託を希望する法人等は、事業事前計画書（和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）中、別記第 1 号様式）及び添付書類（要綱別記第 2 号様式）を県長寿社会課に提出する。

※事前計画書の提出に当たっては、受講予定人員は十分実施可能な数を見込むこと（なお、(3) 申請において、受講者が概ね 5 名に満たない場合は、受託することができない。）。

(2) 委託の内定

県は、提出された事前計画書について計画内容等の審査を行い、計画書の受理から 2 週

間以内に申請者に対して内定通知書を送付する。

(3) 申請

内定通知を受けた法人等は、受講者を決定した後、事業実施申請書（要綱別記第3号様式）及び添付書類（要綱別記第5号様式～別記第11号様式等）を県に提出する。

(4) 委託契約締結

県は、提出された実施申請書について、内容の審査を行った上、適正と判断した場合、法人等と委託契約を締結する。

(5) 事業の実施

法人等は、研修計画に沿って、適正に研修を実施する。

(6) 実績報告書等の提出

法人等は、事業が完了した後、実績報告書（要綱別記第4号様式）及び添付書類（別記第12号様式～別記第17号様式等）を県に提出し、完了の確認検査を受けた後、委託費を県に請求する。

(7) 修了証明書の交付

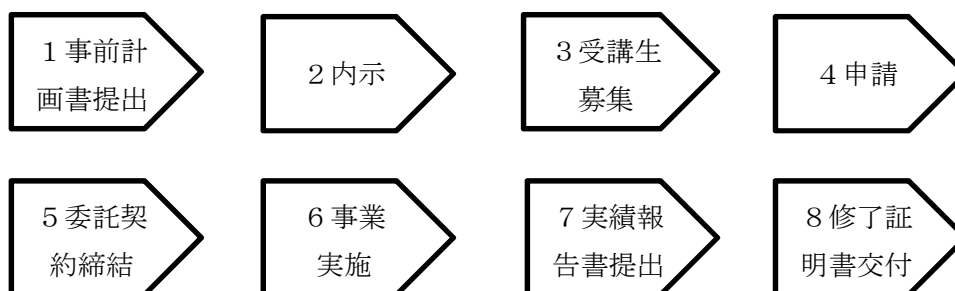
知事は、研修の全ての課程を修了したと認められる者に限り、修了証明書を交付する。

4 募集期間

平成29年3月8日～委託予定数に達するまで

※但し、募集期間中に内定数が予定数に達した場合、その時点で募集は終了します。

※申請から事業開始までの流れ



【申請先・お問い合わせ先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県長寿社会課 振興班 担当:明賀
TEL:073-441-2519 FAX:073-441-2523
e-mail:myoga_e0001@pref.wakayama.lg.jp